

# 小牧市地域生活支援拠点 ガイドライン

作成 小牧市福祉部障がい福祉課

令和7年2月

# 目次

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. はじめに                   | P3  |
| 2. 地域生活支援拠点等とは？           | P4  |
| 3. 地域生活支援拠点の各機能           |     |
| ①相談                       | P6  |
| ②緊急時の受入・対応                | P6  |
| ③体験の機会・場の提供               | P7  |
| ④専門的人材の確保・育成              | P8  |
| ⑤地域の体制づくり                 | P8  |
| 4. 事業所登録制度                | P9  |
| 5. 地域の実情の把握と地域生活支援拠点の評価   | P11 |
| 6. 地域生活支援拠点の登録をした場合得られる加算 | P12 |
| 7. 登録手順                   | P15 |
| 8. 最後に                    | P17 |

## 1. はじめに

平成24年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、附帯決議として「障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと」と示されました。

このことを受け、国において「障害者の地域生活の推進に関する検討会」が設置され、平成25年10月11日に「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」が取りまとめられ、地域における居住支援に求められる機能として以下の5つが示されました。

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

これらのこと踏まえ、国において、平成26年5月15日に告示された第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の基本指針において、「地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」とされ、「地域生活支援拠点等」の整備が求められました。本市においては、第3次小牧市障がい者計画において「地域生活支援拠点の整備」を掲げ、整備を進めてまいりました。

そして、市町村における地域生活支援拠点等の整備を推進するため、今までには、障害福祉計画に係る基本指針（告示）や通知にとどまっていましたが、令和4年度における障害者総合支援法の改正によって、市町村における地域生活支援拠点等の整備の努力義務が法令上明確化されました。

また、令和5年5月19日に告示された第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）の基本指針においては、整備とともに、その機能の充実のために、「コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築」及び「支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討」を基本とすることが示されています。

本市においても、第4次小牧市障がい者計画において「地域生活支援拠点の機能強化」を重点施策と掲げました。

障がいのある方が御本人の希望に基づき、地域において安心した生活を営むことができるよう、「地域生活支援拠点等」の役割が重要となっています。

## 2. 地域生活支援拠点等とは？

### ○趣旨

障がい者の重度化・高齢化を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築すること。

### ○5つの居住支援の機能

地域生活支援拠点等に必要な機能として、次の5つの機能が挙げられます。

#### ① 相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

#### ② 緊急時の受入・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ③ 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する

#### ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### ⑤ 地域の体制づくり

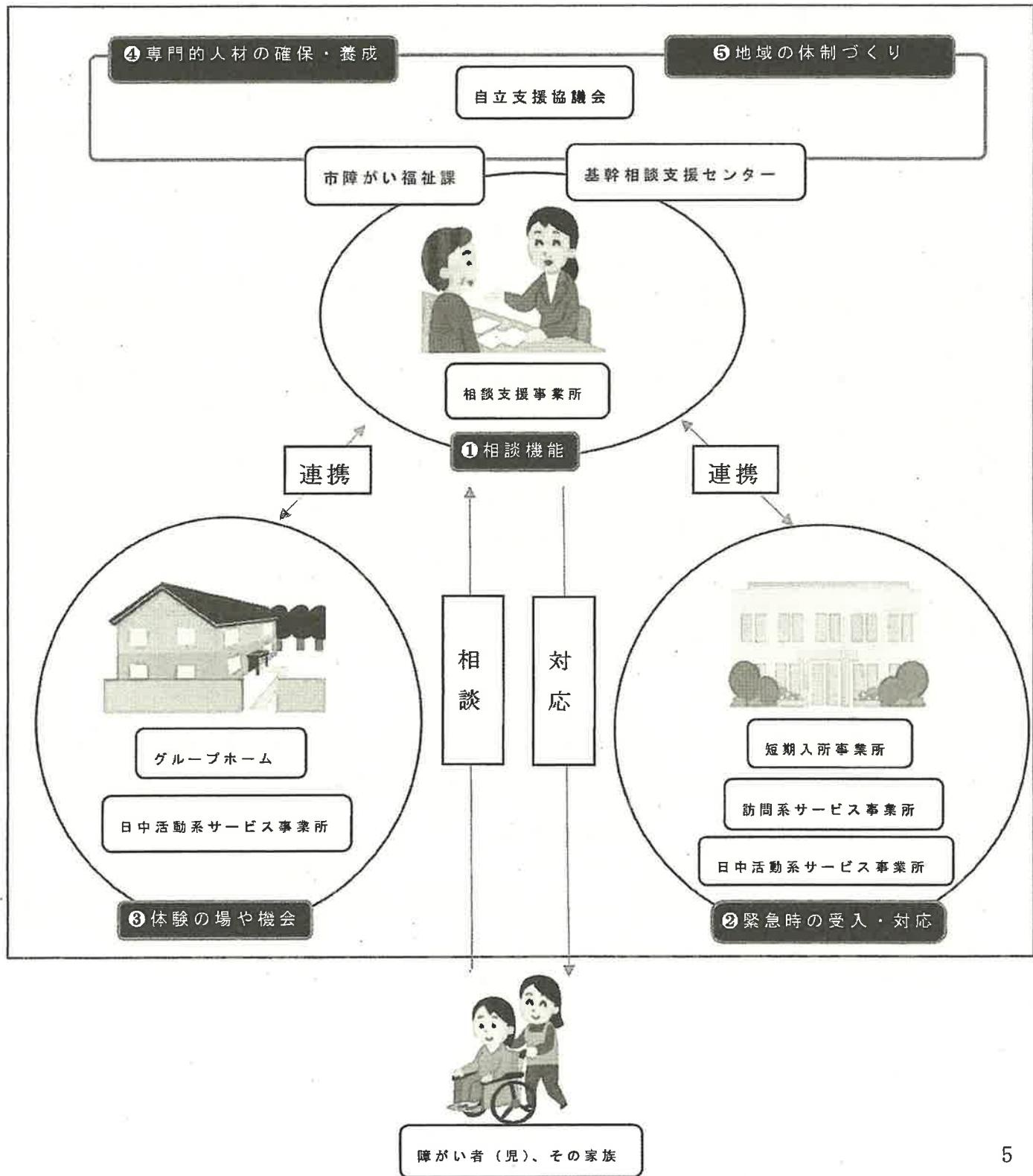
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

## ○整備手法

「多機能整備型」…グループホームや障がい者支援等に5つの機能を集約し付加  
「面的整備型」…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制

本市においては、「面的整備型」による各機能の強化を目指します。

## ○地域生活支援拠点のイメージ



### 3. 小牧市の地域生活支援拠点等事業の各機能

#### ①相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

##### ※緊急時の支援が見込めない世帯の例

- ・高齢又は病気を有している家族が重度障がい者(児)の介護を行っている。
- ・一人の介護者が重度障がい者(児)の介護を行っている。など

#### ○内容

緊急時の対応が必要な障がい者(児)の情報を事前に把握し、いざという時に迅速に対応ができる体制を整える。

#### ○各機関の役割

##### 【特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所】

- ・平常時より相談者やその家族等への緊急時の過ごし方をイメージしてもらい、情報提供を行う。
- ・平常時より相談者やその家族等と緊急時の過ごし方を確認し必要に応じて情報シートを作成する。
- ・相談者やその家族等が緊急時となった場合に情報シートに基づいて対応を行う。
- ・特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所のみでは対応が困難な場合は、市障がい福祉課または基幹相談支援センターへ支援を依頼する。

##### 【市障がい福祉課・基幹相談支援センター】

特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所から依頼された場合、後方支援を行う。

#### ②緊急時の受入

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障がい者(児)の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### ○内容

特定相談支援事業所等は、緊急時の受入先となる事業所と情報シートを共有し、緊急時にスムーズに受け入れができるようにする。

### ○拠点事業所の役割

#### 【特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所】

- ・情報シートに基づき、必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受入先への利用調整を行う。
- ・普段相談対応していないケースにも関係機関と連携し、緊急対応を行う。
- ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者（児）の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど適切な対応を行う。

#### 【短期入所事業所、訪問系サービス事業所】

- ・地域生活支援拠点の関係事業所からの問い合わせ窓口の確保
- ・問い合わせに対して空き情報等の情報提供をする。
- ・空きがある（受入体制がある）場合、可能な限り受入協力をする。

### ③体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等にあたり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

### ○内容

地域への移行や親元からの自立のためにグループホーム等の体験利用を行う。

親元からの自立のために、日中活動系サービス等を利用する（自宅から出る体験）

### ○拠点事業所の役割

#### 【特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所】

病院・施設からの地域への移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行う。

#### 【グループホーム、日中活動系サービス事業所】

体験利用の要請があった場合、可能な限り協力する。

#### ④専門的な人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者（児）に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材を養成を行う機能

##### ○内容

小牧市障がい者基幹相談支援センターや小牧市障害者自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図る。

##### ○各機関の役割

###### 【基幹相談支援センター】

相談支援事業所の巡回訪問や、相談支援専門員等を対象とした学習会等を開催し、地域の相談支援事業者のスキルアップを目指す。

###### 【自立支援協議会】

各連絡会において事例検討等を行い、支援員の質の向上を図る。

###### 【市障がい福祉課】

愛知県等で行われる専門研修について各事業所へ周知する。

#### ⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

##### ○内容

事業所が集まる場として「地域生活支援拠点連絡会議」を設け、地域生活支援拠点等事業に関する課題や個別課題、その改善策について協議を行う。必要に応じて自立支援協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

## 4. 事業所登録制度

あらためて実情を把握し、地域の社会資源の情報を共有できるようにするため、地域生活支援拠点の機能強化として、事業所等の登録制を導入しています。

### ○対象事業所

- ・特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所
- ・短期入所事業所
- ・訪問系サービス事業所  
(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護)
- ・日中活動系サービス事業所  
(生活介護・自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援 A型、B型)
- ・施設入所支援(グループホームなど)

### ※地域生活支援拠点に登録した事業所に求めること

#### 【特定相談支援事業所・障がい児相談支援事業所】

- ①平常時より相談者やその家族等への緊急時の過ごし方をイメージしてもらい、情報提供を行う。
- ②平常時より相談者やその家族等と緊急時の過ごし方を確認し、必要に応じて情報シートの作成を
- ③相談者やその家族等が緊急時となった場合に情報シートに基づいて対応を行う。
- ④普段相談対応していないケースにも関係機関と連携し、緊急対応を行う。
- ⑤対象となるケースについて個別支援会議の開催と協議会への報告を行う。

#### 【短期入所事業所】

- ①地域生活支援拠点の関係事業所からの問い合わせ窓口の確保  
※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。
- ②問い合わせに対して短期入所の空き情報の情報提供する。
- ③空きがある(受け入れ体制がある)場合、最低1泊以上の受け入れ協力をする。
- ④通常時に緊急に備えた体験的な利用受け入れ、見学受け入れに協力する。

### 【訪問系サービス事業所】

①地域生活支援拠点の関係事業所からの問い合わせ窓口の確保

※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。

②(対応できる体制がある)場合、緊急時の利用の協力をする。

### 【日中活動系サービス事業所】

①地域生活支援拠点の関係事業所からの問い合わせ窓口の確保

※事業所連絡先、担当者、その他緊急のコーディネートの際に必要な「事業所情報シート」を登録の際に提出する。

②(夜間対応できる体制がある)場合、緊急時の利用の協力をする。

### 【共通事項】

①困難事例や地域移行事例等について個別支援会議を協力して開催し、地域での生活等について検討を行う。(小牧市障がい者基幹相談支援センターが会議に出席するため必要時は後方支援等を依頼する。)

②地域生活支援拠点連絡会議に出席し、報告を行うとともに評価に協力する。

※1年間の実績(相談・問い合わせに対する受付・協力状況、受入れ件数など)を評価し、協力状況が著しく悪い場合は拠点登録から外す場合がある

※緊急対応とは家族(主たる介護者)の入院、冠婚葬祭、災害などやむを得ない緊急事態での対応である。

③登録したから緊急時に必ず受け入れなければならないというわけではなく、各事業所の状況を考慮し、各事業所に求められる役割の中において可能な範囲内で対応していただきますようお願いします。

## **5. 地域の実情の把握と地域生活支援拠点の評価**

### ○報告書等の作成・提出

小牧市地域生活支援拠点事業所登録事業実施要綱に定める報告様式を用いて、報告書等の作成をお願いします。

### ○登録事業所の公開

小牧市公式ホームページにおいて、登録事業所の一覧を作成し、公表します。

### ○事業の評価

小牧市で集約された実績をもとに、小牧市障がい者自立支援協議会において評価していきます。

### ○地域生活支援拠点連絡会議への参加

小牧市の地域生活支援拠点を推進していくため、定期的に連絡会議を開催します。

自立支援協議会の各種事業を通じ把握した地域課題や、実際の事例など支援情報の共有、課題分析等を行い、事業の検証や連携調整等について協議します。

必要に応じて自立支援協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図ります。

## 6. 地域生活支援拠点の登録をした場合得られる加算

地域生活支援拠点の機能を担う事業所として登録した場合に算定が可能となる加算について、下記のとおりです。

| サービス種別               | 加算名称                     | 概要  | 加算する単位数   | 機能        |
|----------------------|--------------------------|---|---|-----------|
| ・計画相談支援<br>・障がい児相談支援 | 地域生活支援拠点等<br>相談強化加算      | 障がいの特性に起因して緊急に支援の必要が生じた障がい者(児)・保護者等からの要請に基づき、速やかに短期入所を利用するため、当該障がい者(児)に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整(利用計画の作成も含む)を行った場合に、1人につき短期入所の利用に関する調整実績(回数)に応じて加算する。 | 700 単位/回<br>(月4回まで)                             | ①相談       |
|                      | 地域体制強化<br>共同支援加算         | 相談支援専門員が、支援困難事例等について他の福祉サービス等の事業者と3者以上と共同して課題検討等を行い、在宅での療養上必要な説明および指導を行ったうえで、協議会等に文書により説明、報告した場合に加算する。  | 2,000 単位  | ④地域の体制づくり |
| ・短期入所                | 登録に伴う加算                  | 拠点等である事業所がサービス提供を行った場合、利用開始初日のみ所定単位数にさらに加算する。   | 100 単位/日<br>(一定の重度障がい者等の場合は200単位/日)             | ②緊急時の受入   |
|                      | (緊急短期入所受入加算)<br>※拠点登録は不要 | 居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、短期入所を緊急に行った場合に、入所日から起算して7日(やむを得ない場合は14日)を限度として、当該利用者のみに加算する。   | (I) 270 単位/日<br>(福祉型)<br>(II) 500 単位/日<br>(医療型) | ②緊急時の受入   |
|                      | (定員超過特例加算)<br>※拠点登録は不要   | 居宅においてその介護を行う者の急病等のやむを得ない理由により、定員を超えて受け入れた場合に、10日を限度として、当該利用者のみに加算する。(なお、当該機関は定員超過減算は適用しない。)  | 50 単位/回   | ②緊急時の受入   |

| サービス種別  | 加算名稱                              | 概要   | 加算する単位数                | 機能                        |
|---|-----------------------------------|--|------------------------|---------------------------|
| ・居宅介護<br>・重度訪問介護<br>・同行援護<br>・行動援護<br>・重度障害者等<br>包括支援<br>(上記4事業利用時) | 緊急時対応加算                           | 居宅介護計画等に位置付けられていないサービス提供を、利用者又はその家族等の要請を受けてから24時間以内に行った場合、所定単位数にさらに加算する。   | 50単位/回                 | ②緊急時の受入                   |
| ・自立生活援助<br>・重度障害者等<br>包括支援<br>(自立生活援助利用時)                           | 緊急時対応加算                           | 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。  | 50単位/回                 | ②緊急時の受入                   |
| ・地域定着支援   | 緊急時対応加算                           | 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。   | 50単位/回                 | ②緊急時の受入                   |
| ・生活介護<br>・自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)<br>・就労移行支援<br>・就労継続支援<br>A型・B型        | 緊急時受入加算<br>(R6新設)<br><br>体験利用支援加算 | 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、夜間に速やかに居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合、所定単位数にさらに加算する。<br><br>地域移行支援の日中活動系サービスを体験的に利用した場合に、所定単位数にさらに加算する。 | 50単位/回<br><br>(月15日まで) | ②緊急時の受入<br><br>③体験の機会場の提供 |

| サービス種別  | 加算名称                   | 概要   | 加算する単位数               | 機能               |
|---|------------------------|--|-----------------------|------------------|
| ・地域移行支援   | 体験利用支援加算               | 地域移行支援の支給決定者で体験的な障がい福祉サービスの利用を希望している者に、サービスを利用するにあたっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、サービスの体験的な利用支援を行った場合に、所定単位数にさらに加算する。   | 50 単位/日<br>(月 15 日まで) | ③体験の機会・場の提供      |
|   | 体験宿泊加算                 | 地域移行計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に、所定単位数にさらに加算する。  | 50 単位/日<br>(月 15 日まで) | ③体験の機会・場の提供      |
| ・施設入所支援   | 地域移行促進加算<br>(R6 新設)    | 地域移行に向けた動機付け支援として、体験的な宿泊支援やグループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行い、支援員が地域移行支援事業者との連絡調整等の相談支援を行った場合に加算する。   | 120 単位/日<br>(宿泊支援あり)  | ③体験の機会・場の提供      |
|   |                        |  | 60 単位/日<br>(宿泊支援なし)   |                  |
| ・計画相談支援<br>・障がい児相談支援<br>・地域移行支援<br>・自立生活援助<br>・地域定着支援 | 地域生活支援拠点等機能強化加算(R6 新設) | 以下の①又は②のいずれかに該当する場合において加算する。<br><br>①計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合<br><br>②計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合 | 500 単位/月              | ①相談<br>⑤地域の体制づくり |

※上記は障がい福祉サービス等の給付費における地域生活支援拠点等にかかる加算等の概要をまとめたものです。 実際の請求に際し、法令等の規定を十分確認してください。

## 7. 登録手順

- ① 運営規程に拠点等の機能を有する事業所であることを規定する。

※運営規程への記載例（以下に示すのは記載例です。各事業所に応じた規定とし、内容を理解したうえで作成してください。）

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

### 1 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、緊急時の連絡体制を確保し、介護者の死亡、急病等により生じた緊急事態に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

### 2 緊急時の受け入れ・対応

＜短期入所事業所の場合＞

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保及び介護者の死亡、急病等の緊急時の受入や医療機関等への連絡その他必要な対応を行う機能

＜訪問系サービス事業所等の場合＞

介護者の死亡、急病等の緊急時に、本人への支援や医療機関への連絡等の必要な支援を行う機能

### 3 体験の場、機会

障がい者支援施設等からの地域移行又は親元等からの自立に係る共同生活援助事業所等での宿泊体験若しくは一般就労を目指す障がい者等に就労体験の機会又は場の提供をする機能

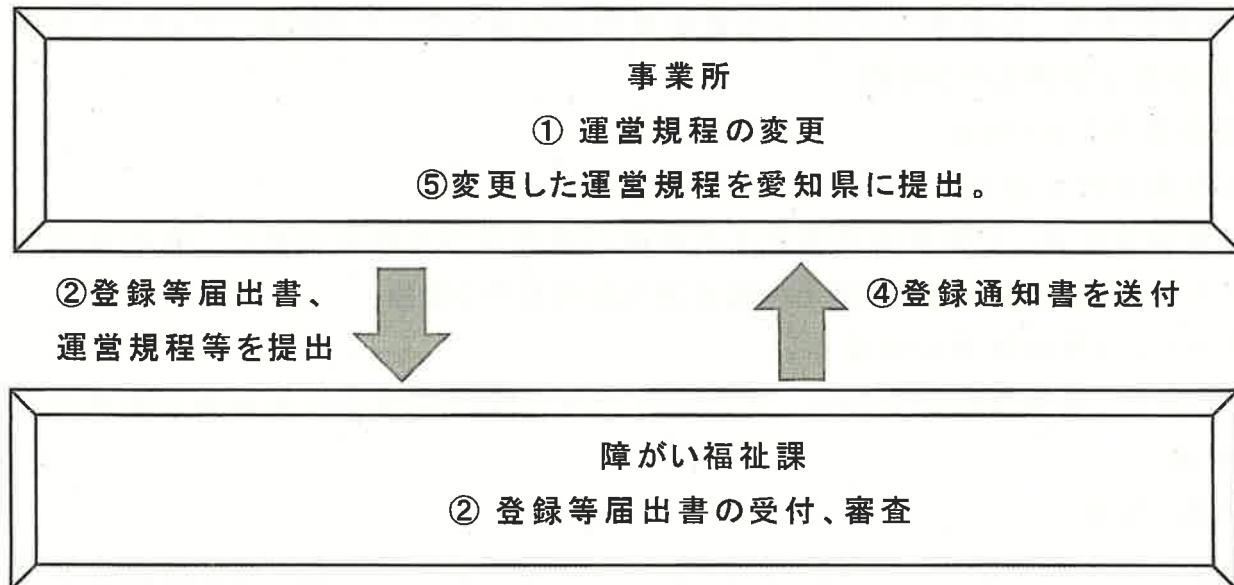
### 4 専門的人材の確保・育成

行動障害を有する障がい者、医療的ケアが必要な障がい者等多様化するニーズに対して専門的な対応ができる体制の確保及び専門的な人材の育成を行う機能

### 5 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

- ② 小牧市地域生活支援拠点事業所登録等届出書を障がい福祉課へ提出する
- ・①で規定した運営規程を添付すること
  - ・短期入所事業所、訪問系サービス事業所、日中活動系サービス事業所、施設入所支援事業所は「事業所登録シート」を添付すること。
  - ・特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所は運営規程の変更届もあわせて提出する。
- ③ 障がい福祉課において登録要件に照らして審査を行う。状況によっては事業所に対し聞き取りを行う場合がある。
- ④ 障がい福祉課は登録が認めた事業所に対し、「小牧市地域生活支援拠点事業所登録通知書」を交付する。
- ⑤ 短期入所事業所、訪問系サービス事業所、日中活動系サービス事業所、施設入所支援事業所は変更した運営規程を愛知県に提出する。



※様式は小牧市ホームページからダウンロードすること。

[https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/fukushi/shogaifukushi/shogaifukushi/1\\_1/6/tiikiseikatusiennkyoten/46917.html](https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/fukushi/shogaifukushi/shogaifukushi/1_1/6/tiikiseikatusiennkyoten/46917.html)



※登録申請・登録日について

申請は随時受付します。登録日は原則毎月 1 日です。

当月 20 日までにいただいた申請については翌月 1 日からの登録となります。当月 21 日以降の受付分は翌々月の 1 日からの登録となりますので、早めの申請をお願いします。

## 8. 最後に

小牧市地域生活支援拠点事業は、障がいのある方を地域全体で支えていくことが目的であり、地域の関係者の皆様の協力が必要不可欠です。ぜひとも積極的な参画、協力をよろしくお願ひいたします。



## 小牧市地域生活支援拠点 登録制についてのQ&A

| 質問・意見  | 回答  | 備考  |
|--|---|---|
| P8「緊急時に支援が見込まない世帯を事前に把握し登録する」とあるが、どの事業所が行うものか。また、受入側の事業所として、突然情報を提供されても戸惑うことから、事前に共有できればいいと思うが、共有についてはどうに考えているか。 | 相談支援事業所が平常時ににおいて情報シートを作成し状況を把握したりとします。緊急時に受け入れ先の事業所と共有するものであると考えます。受入側も事前に情報を共有したい、といふ意図は認識しましたが、個人情報に関する懸念点もあることから、情報共有については今後検討します。 |   |
| 市外在住の利用者も対象となるのか。  | 市外在住の利用者の方も対象となります。ただし、障害福祉サービスの支給決定を小牧市外で受けている場合は、請求先も市外となるため、市外の市町村との調整が必要となる場合があります。   |   |
| 運営規程の変更のためには法人の理事会を通して手続きが必要であるが、その根拠として小牧市の規程がないと説明できない。1月早々には運営規程を制定していただきたい。最低でも内容だけでも伝えていただけたらありがたい。         | 現在、事業の要綱を策定途中である。年内に策定できないことは申し訳ない。年明け早々に策定が完了できるように、可能な限り速やかに進めています。   | 小牧市地域生活支援拠点事業所登録事業を策定し、小牧市ホームページ上に掲載しています。  |
| グループホーム事業所に対しての説明が不足しているのではないか。  | 相談支援事業所連絡会、共同生活援助事業所意見交換会等において、再度説明します。   | 相談支援事業所連絡会、共同生活援助事業所意見交換会等で改めて説明をさせていただきます。<br>地域生活支援拠点方針ラインを策定し、小牧市ホームページ上に掲載しています。  |
| 地域生活支援拠点コーディネーターの配置は？対応方法は？実際の運用の形が見てこない。  | 現時点では提示できません。障がい者計画の重複協議会の連絡会等にて皆さまからご意見を伺いたい、と思っています。  |   |
| 加算について、加算点数が非常に低い。名古屋市では独自の補助金制度があるが、独自加算について聞きたい。   | 今回の説明内容は国の報酬制度の範囲内での加算になります。市独自の加算については、今後の状況や周辺市町村の動向を鑑みながら検討していくものである、と考えます。  |   |
| 実際の登録の時期は？随時受付てくれるのか？  | 登録は随時受付けます。   |   |
| 平常時の短期入所の体験利用の報酬加算は？   | 確認して改めて回答します。   | 資料P33「地域生活支援拠点の登録に伴う加算」について、緊急時に限らず利用開始初日のみ所定単位数に更に加算するものであることから、平常時の体験利用においても加算対象となります。<br>※登録時に各関係機関との連絡調整に従事する職員を提示していただきます。 |
| 相談支援事業所等が世帯把握のために作成する資料の様式についてとは？  | 情報シートの様式は市が様式を示し、その様式に統一していますが、他の様式は市が示しますが、任意の様式でも構いません。   | 相談支援事業所が世帯把握のために策定する「情報シート」や短期入所事業所等が登録申請時に使う「事業所情報シート」など各様式を小牧市ホームページ上に掲載しました。   |

